

鳥類・爬虫類・馬等を扱う方の個別研修



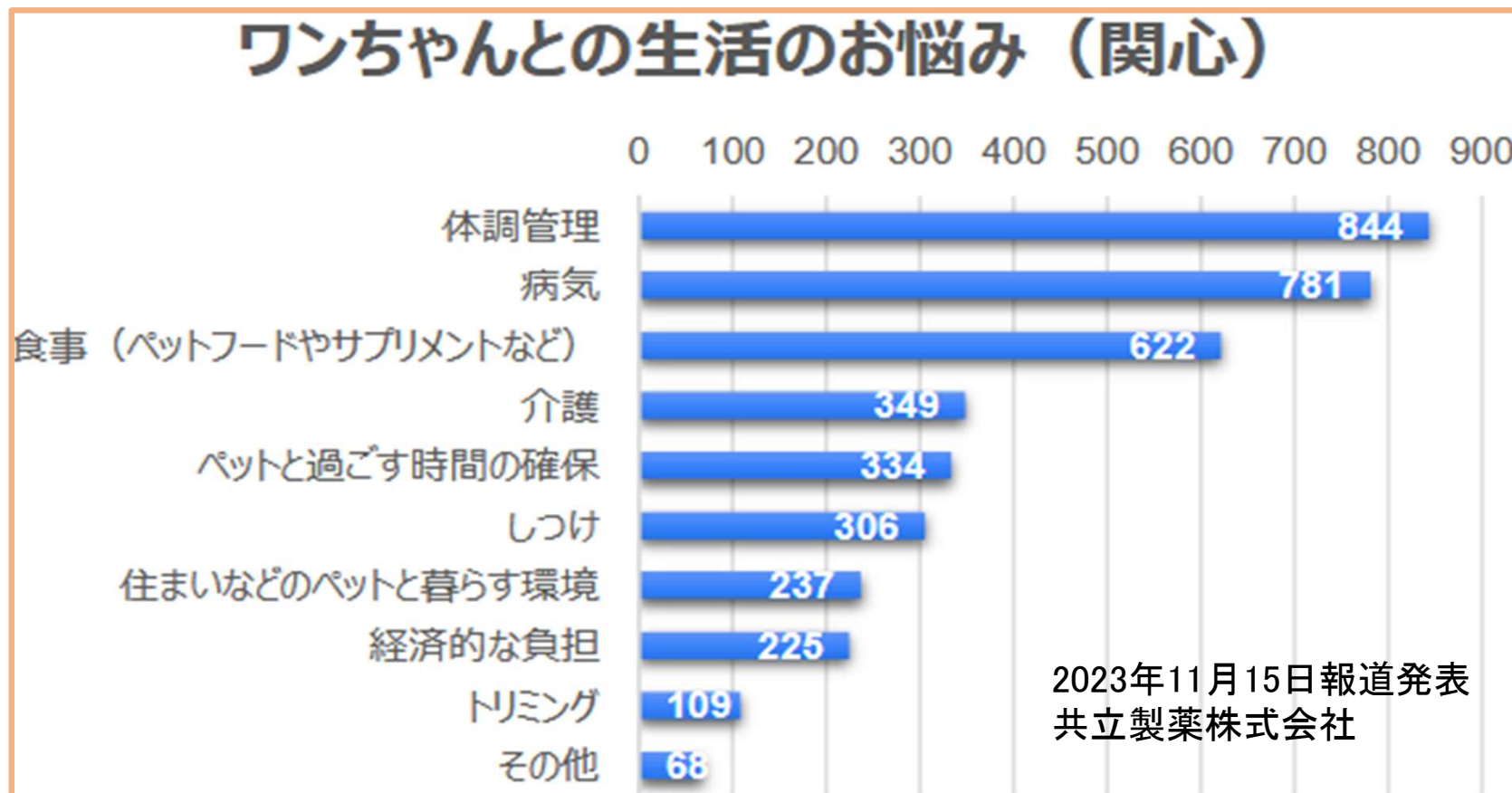
個別研修

- ワンちゃんとの生活でお悩み(関心)は何ですか
- 動物愛護管理法第21条(基準遵守義務)
- (環境省令)動物の管理方法等に関する基準
- 自主研修(各自で質問に記入→答え合わせ)
- 健康安全計画作成の体験
- 健康安全計画の運用 (PDCAでレベルアップ)

Q. ワンちゃんとの生活で今一番、お悩み(関心)は何ですか?

(複数回答可) (n=1,640)

1位「体調管理(51.5%)」、2位「病気(47.6%)」、3位「食事(37.9%)」
犬の健康面の関心が高いことがうかがえる。



動物愛護管理法 第21条（基準遵守義務）

目標①

目標②

第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

視点①

視点②

前項の基準は、動物の愛護及び適正な飼養の観点を踏まえつつ、動物の種類、習性、出生後経過した期間等を考慮して、次に掲げる事項について定めるものとする。

すべての動物一般に適用される基準を次の七項目で示す。…青文字は健康安全計画で引用

- 一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項
- 二 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項
- 三 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項
- 四 動物の疾病等に係る措置に関する事項
- 五 動物の展示又は輸送の方法に関する事項
- 六 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項
- 七 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

環境省令で定める動物の管理方法等に関する基準

■ 飼養施設の管理

清掃・消毒は、どこを？どの方法ですか具体的に考える

- ①定期的に清掃・消毒を行う。
- ②汚物、残さ等を適切に処理する。
- ③衛生管理及び周辺の生活環境の保全に支障が生じないように清潔を保つ。
- ④一日一回以上巡回を行い、保守点検を行う。
- ⑤清掃・消毒及び保守点検の実施状況を記録した台帳を調製し、五年間保管する。

■ 飼養環境の管理

何を？どのように点検、記録するか具体的に準備する

- ①動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等を確保、騒音を防止する。
- ②犬猫以外の動物の展示を行う場合は、明るさの抑制等に配慮する。
- ③犬猫の飼養施設に温湿度計を備え、低・高温による動物の健康に支障がないよう管理する。

犬猫と動物を分けて基準を示しています。
- ④臭気による飼養環境、周辺の生活環境を損なわないよう清潔を保つ。
- ⑤犬猫は自然採光・照明により、日長変化に応じて光環境を管理する。

環境省令で定める動物の管理方法等に関する基準

■動物の疾病等に係る措置

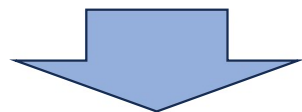
- ①新たな動物の導入は、当該動物が健康であることを目視か導入の相手方等から聴取り確認する。
- ②確認が取れるまでの間は、必要に応じて他の動物と接触させないようにする。
- ③動物の疾病、傷害予防、寄生虫の予防・駆除等日常的な健康管理を行う。
- ④疾病の予防等のため必要に応じてワクチン接種を行う。
- ⑤ねずみ、ハエ・蚊・ノミ等により動物が健康被害を受けないよう侵入防止、駆除を行う。

■その他動物の適正な飼養保管に必要な事項

- ①感染性疾病のまん延・闘争防止のため、親子・同腹子等を除き、顧客の動物を個々に収容する。
- ②動物の種類、数、発育・健康状態、飼養環境に応じた適切な量、回数 of 給餌給水を行う。
- ③一日一回以上巡回して動物の数・状態を確認する。
- ④確認した実施状況を記録、台帳を調製して五年間保管する。

動物の状態は、どのように確認すればいいの？

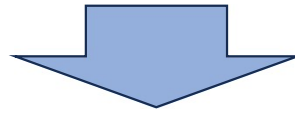
犬猫等販売業に係る特例の創設等 平成24年法改正



- ① 幼齢個体の安全管理、販売が困難となった犬猫等の扱いに関する犬猫等健康安全計画の策定・遵守（第10条第3項、第22条の2）
- ② 犬猫等の適正飼養のための獣医師等との連携確保（第22条の3）
- ③ 販売が困難となった犬猫等の終生飼養の確保（第22条の4）
- ④ 出生後56日を経過しない犬猫の販売引渡し・展示の禁止（第22条の5）
- ⑤ 犬・猫等の所有状況の記録・報告（第22条の6）
- ⑥ 感染性の疾病の予防措置（第21条の2）
- ⑦ 販売困難になった場合の譲渡しを努力義務として明記（第21条の3）

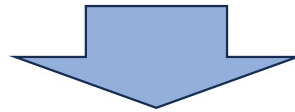
哺乳類・鳥類・爬虫類の新たな基準を国が検討中

犬猫の販売・繁殖では、動物の管理方法等に関する基準(環境省令)が具体的な内容、ポイントを通知で示し、さらに、幼若な**犬猫等の健康安全計画の作成、遵守**が求められています。



中央環境審議会動物愛護部会(令和6年3月)で哺乳類の基準を令和6年度以降に策定、解説書を作成予定、爬虫類、鳥類は、令和7年度以降？

作成にあたっては…



アニマルベースドメジャーの考え方を基本とする。



動物の外貌(ケガ、毛づや)、表情、行動の状態で判断する

鳥類・爬虫類・馬等の自主研修のテーマ

そこで今回は、爬虫類・鳥類・馬等の健康安全計画の作成を体験してください。

健康安全計画は、動物の健康と安全を守るのに必須です。

基準の「一日一回以上巡回して動物の数・状態を確認する。確認した実施状況を記録、台帳を調製して五年間保管する。」のにも役に立ちます。

健康安全計画の作成のイメージがつかめればOKです。

分からないことは、講師がナビゲートしますのでご安心ください。

動物愛護管理法 第21条（基準遵守義務）

第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

前項の基準は、動物の愛護及び適正な飼養の観点を踏まえつつ、**動物の種類、習性、出生後経過した期間等を考慮して**、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項
- 二 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項
- 三 **動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項**
- 四 **動物の疾病等に係る措置に関する事項**
- 五 **動物の展示又は輸送の方法に関する事項**
- 六 **動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項**
- 七 **その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項**

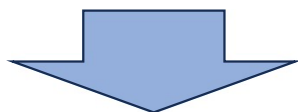
赤字部分を健康安全計画の骨子にできます

爬虫類・鳥類・馬等の健康安全計画の骨子（イメージ）

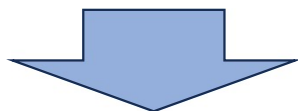
- ① **動物の種類、習性、出生年月日、飼養経過、病歴等**の健康安全に関する基本情報を個体または群単位で記録する。
- ② **動物の飼養・保管をする環境の管理**は、清掃・消毒、飼養場所の温度（最高と最低）・湿度、施設設備の保守点検について、具体的に誰が、何を、どのようにするか手順を決め、関係者に周知する。
- ③ **動物の疾病等に係る措置**は、家畜伝染病、人畜共通感染症、動物の病気について予防と防疫が的確に行えるよう責任者の配置、点検記録、連絡体制、消毒（資材）などを定める。
- ④ **動物の展示・輸送の方法**は、展示場所・輸送車両内の通風換気、温湿度調整、休憩時間について定める。
- ⑤ **動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定、その他の動物の繁殖の方法**は、飼養経過、病歴等を考慮して動物の健康安全に支障がないように定める。
- ⑥ **動物の愛護（福祉）**については、動物が命あるものであることにかんがみ、動物をみだりに殺し、傷つけ、苦しめることのないようにし、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理その動物の種類、習性等を考慮した環境を確保する。
- ⑦ **動物の適正な飼養**については、販売できなかった動物（奇形・病気など含む）、繁殖を終えた動物などの適正な取り扱いを定める。
- ⑧ 感染症対策、緊急時の連絡体制、獣医師との連携、販売等が困難になった動物の取り扱いを定める。

健康安全計画作成の考え方

健康安全計画は、動物愛護法第21条の基準項目、犬猫等販売業に係る特例項目を引用すれば骨格は簡単に作れます。



骨格に「具体的に何をどのようにするか？」を各施設の実情に合った内容を書き足していきますが、その前にちょっと「考える」体験をしてみましょう。



取り扱う動物種の中から問①から④にご自身の回答を記入した後、別添の資料を見て答え合わせをしてください。

今回考える際の資料は、次のものを主に引用しています。

- ペット動物販売業者用説明マニュアル（哺乳類・鳥類・爬虫類）
- 馬の飼養管理に関する技術的な指針（農林水産省）・・・など
- インターネットで入手した資料・・・大変役立つもの、面白い内容が多いです。

■自主研修(各自で質問に記入→答え合わせ)のやり方

(手元に資料がない方へ)

おおいた動物愛護センターのホームページ「お知らせ」の「令和6年度動物取扱責任者研修の資料について」に掲載中の研修資料④～⑥を順番に開き、タブレット等にダウンロードするか印刷したものをご準備してください。

④鳥爬虫類等個別研修質問.pdf (約15分程度で回答)



鳥・爬虫類・馬・ウサギ・モルモットの順に5種類の中から取扱う動物種を選び、4つの質問の付箋箇所に入る文章を書いてください。

(取扱う動物種が違う場合も5種類の中からお選びください。わからない箇所は飛ばして大丈夫です。)

⑤鳥爬虫類等個別研修答え.pdf (約5分程度で答え合わせ)



該当するページを開き、質問と同じ文章の赤字箇所が質問の付箋で隠された箇所です。回答と見比べて答え合わせをしてください。

⑥鳥爬虫類等個別研修質問出典資料.pdf (お時間がある時に見てください)



質問出典元の「ペット動物販売業者用説明マニュアル(哺乳類・鳥類・爬虫類)」、「馬の飼養管理に関する技術的な指針(農林水産省)」、「インターネット入手資料」の抜粋です。

文字に色を付けた箇所が答え合わせと同じ箇所です。赤枠や黄色マーカ一部は、参考になる箇所です。

質問は難しかったですか？

答え合わせの資料を読んで気づいたことは、ありましたか？

人畜共通感染症や動物の病気予防は、今どの程度行っていますか？

災害への備えは？ → (環境省の基準でも示されています)



健康安全計画やマニュアルは、
クレームをゼロにする対策でもあります。

クレーム対応の基本原則は、
①未然防止、②早期対応、③再発防止です。

計画やマニュアルは、①～③を事前によく考えて、
文書化し、点検記録を行うことです。

質問は、環境省HP、厚生労働省HP、インターネット情報から出題しています。

貴重な知識、情報の宝庫です…
マニュアル作成は情報収集が大事です。

→面白い内容もザクザク出てきます。



旭山動物園さんの「動物園動物の健康管理」を
みて、気分転換します…？

(計75枚の中から6枚だけ載せました)

プロジェクト Xのような記録映像シーンもあり
ます→アクセスしてみてください。

動物園動物の健康管理

平成6年
1994
エキノコックス感染症により、
ゴリラとワオキツネザルが死亡。
一時閉園となりました



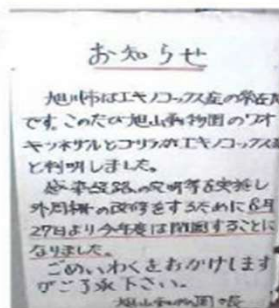
8月23日にワオキツネザルのメスが死亡し、まもなく夕刊一面で報道されました。(北海道新聞1994年8月26日・夕刊)

1994年7月19日の朝、ローランドゴリラの「ゴンタ」が死亡しました。前年より発作や麻痺があり、何度も克服してきたのですが、病理解剖の結果、エキノコックス感染症であることが判明しました。続く8月23日朝、今度は3年前に入園したワオキツネザルのメスが死亡。8月26日の病理検査の結果、エキノコックス感染症が認められました。感染している人や動物から他の人や動物に感染する恐れはないものの、同日、旭山動物園は閉園することを決定。エキノコックス感染症発症の公表は、マスコミに大きく取り上げられ、多くの混乱が生じる結果となったのです。閉園は8月27日から翌年の4月28日。その間、キツネの侵入を防ぐための外圍柵や動物舎の改修、手洗い場の増設、エキノコックスを解説する掲示板の設置などの対応策工事を実施しました。



[上] 1950年代からエキノコックス患者が多く出た礼文町についての記事や、感染ルートが示された記事
〔北海道新聞
1994年11月26日〕

[右] 閉園を知らせるお知らせ看板。冬期閉園を繰り返して8月27日から閉園することになりました。



[左] 閉園が決まり、戸惑う市民、対応する職員について書かれた記事
〔北海道新聞1994年8月27日〕

講義内容

動物園における展示動物(飼育下にある野生動物)の健康管理について学ぶとともに、人と動物の共通感染症の観点から野生動物との共生について考える。

1. 展示(動物園)動物の特徴: 特徴を理解して健康管理を考える
2. 遺伝的に健康な動物の確保: 近親交配を避ける
3. 新規転入動物の検疫
4. 飼育環境(展示施設)の整備
5. 日常管理としての餌と栄養: 心の栄養も動物園ならではの問題
6. 飼育管理者の健康管理: 人と動物の共通感染症を理解する
7. 動物園動物の感染症

個別症例と対処

エキノコックス、クラミジア、BSE、結核、ゾウ・ヘルペス、
Bウイルス、SFTS、高病原性インフルエンザ、
新型コロナウイルス性肺炎

展示（動物園）動物の 衛生管理のポイント

- ・ 野生動物の特徴から考えて
治療より疾病予防のほうが効果的
→ 疾病に対処するより予防にエネルギーを投資する

疾病予防の留意点

- ① 遺伝的に健康な個体を飼育する
- ② 転入動物の検疫
- ③ 餌と栄養
- ④ 寄生虫の予防
- ⑤ 感染症の予防
- ⑥ 消毒
- ⑦ 動物舎や放飼場の環境整備
- ⑧ 動物に関わる者の健康管理

**ウサギ・モルモット
ふれあいコーナー**

火曜日：午後1時30分～3時
水曜日：午後1時30分～2時30分
木曜日：午後1時30分～3時
金曜日：午後1時30分～2時30分
土曜日：午後1時30分～2時30分
日曜・祝日：午前10時30分～11時30分

上記の時間に実施しますが、希望される方が多いときは、終了時間前に受付を締め切らせていただく場合があります。ご了承ください。
また、夏季（7～8月）・冬季（12～1月）はお休みいたします。

どうぶつたちの

ふれあいのあとには

かならず

手をあらいましょう！！



しばらくの間、

ニワトリ・ガチョウ

とのふれあいは

見合わせています。

ご了承ください。

感染症予防のため

かならず

消毒マットを

踏んで 出入りを

おねがいます。



エキノコックスって!?

虫卵

②

虫卵は水、土、植物の葉、キツネ、イヌなどの体毛に付着するなどして、これが野ネズミ、ブタ、ヒトの口から体内に入り、主に肝臓で幼虫（包虫）になります。幼虫が過ごす宿主を中間宿主といいます。



寄生虫は、寄生した動物の体表や体内でその動物から栄養をとり、寄生した動物の体表や体内で生活します。寄生虫はそれぞれ寄生する動物が決まっています。

エキノコックスは条虫（さなだ虫）と言う寄生虫の仲間の数種類のグループの名前です。北海道で特に問題になっているのは多包条虫と言う名前のエキノコックスで、一般にエキノコックスと言えばこの多包条虫のことをさします。

成虫はキツネ、イヌなどの腸の中に寄生し、卵はこれらの動物の糞と共に排泄されます。成虫が過ごす宿主を終宿主といいます。終宿主にはほとんど害を与えません。



ヒト(ヒトからヒトへは絶対にうつらない)

④

幼虫が寄生している野ネズミなどをキツネ、イヌなどが食べると、腸の中で成虫になります。



幼虫は出芽する様に増殖して中間宿主を弱らせていきます。ヒトの場合はこの状態をエキノコックス症といいます。

③

めには・・・

①: イヌの放し飼いはしない。野犬を放置しない。
(ネズミを食べさせない)

③: 山菜や、地物の野菜、果物は必ず洗ったり、火を通してから食べる。(エキノコックスの虫卵は熱に弱い)

④: 外で遊んだり、土いじりをした後は必ず手を洗う。

残り時間で健康安全計画とマニュアルの作成を体験してください。

健康安全計画は作成済みの素案で説明します。

マニュアルは、「誰が、いつ、何を、どのようにするか・・・」を書きます。



健康安全計画の骨子（イメージ）

- ① **動物の種類、習性、出生年月日、飼養経過、病歴等**の健康安全に関する基本情報を個体または群単位で記録する。
- ② **動物の飼養・保管をする環境の管理**は、清掃・消毒、飼養場所の温度（最高と最低）・湿度、施設設備の保守点検について、具体的に誰が、何を、どのようにするか手順を決め、関係者に周知する。
- ③ **動物の疾病等に係る措置**は、家畜伝染病、人畜共通感染症、動物の病気について予防と防疫が的確に行えるよう責任者の配置、連絡体制、消毒資材の整備、点検記録などを定める。
- ④ **動物の展示・輸送の方法**は、展示場所・輸送車両内の通風換気、温湿度調整、休憩時間について定める。
- ⑤ **動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定、その他の動物の繁殖の方法**は、飼養経過、病歴等を考慮して動物の健康安全に支障がないように定める。
- ⑥ **動物の愛護（福祉）**については、動物が命あるものであることにかんがみ、動物をみだりに殺し、傷つけ、苦しめることのないようにし、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理その動物の種類、習性等を考慮した環境を確保する。
- ⑦ **動物の適正な飼養**については、販売できなかった動物（奇形・病気など含む）、繁殖を終えた動物などの適正な取り扱いを定める。
- ⑧ 感染症対策、緊急時の連絡体制、獣医師との連携、販売等が困難になった動物の取り扱いを定める。

健康安全計画マニュアル（体験イメージ）

健康安全計画の「③動物の疾病等に係る措置」を例にしてマニュアルを作成してみます。

家畜伝染病、人畜共通感染症、動物の病気の予防と防疫が的確に行えるよう責任者の配置、連絡体制から始めましょう。

■責任者の配置と連絡体制のイメージは次のとおりです。不在者は次の責任者が代行する、夜間など緊急時にも対応できるなどの工夫をするとよいです。

現場責任者 A氏名
携帯電話090-1234-5678

施設責任者 B氏名
携帯電話090-1020-3040

C獣医師
携帯電話090-7865-4321



家畜伝染病→管轄の家畜保健衛生所
代表電話と緊急時連絡先

人畜共通感染症→管轄の保健所
代表電話と緊急時連絡先

クレーム対応も連絡体制に入れると適切な処理ができます。

健康安全計画マニュアル（体験イメージ）

「③動物の疾病等に係る措置」は、家畜伝染病、人畜共通感染症、動物の病気について予防と防疫が的確に行えるよう責任者の配置、連絡体制、消毒資材の整備、点検記録などを定める。・・・と計画に書いています。



マニュアルでは、具体的に何をするかなどを次の例のように作成します。



■次に家畜伝染病、人畜共通感染症、動物の病気は何を対象にするか調べます。



- ・監視伝染病は、対象動物種に該当する伝染病を記入します。
- ・人畜共通感染症は、動物由来感染症ハンドブックなどをみて記入します。
- ・資料に記載がない場合は、「該当なし」と記入しましょう。



（マニュアル記載例）

鳥類の家畜伝染病は鳥インフルエンザ、人畜共通感染症はオウム病を対象とする、異常な鳥、死鳥を毎日確認し、疑いがある場合は連絡体制により獣医師の診察を依頼する。（サンプル文面）

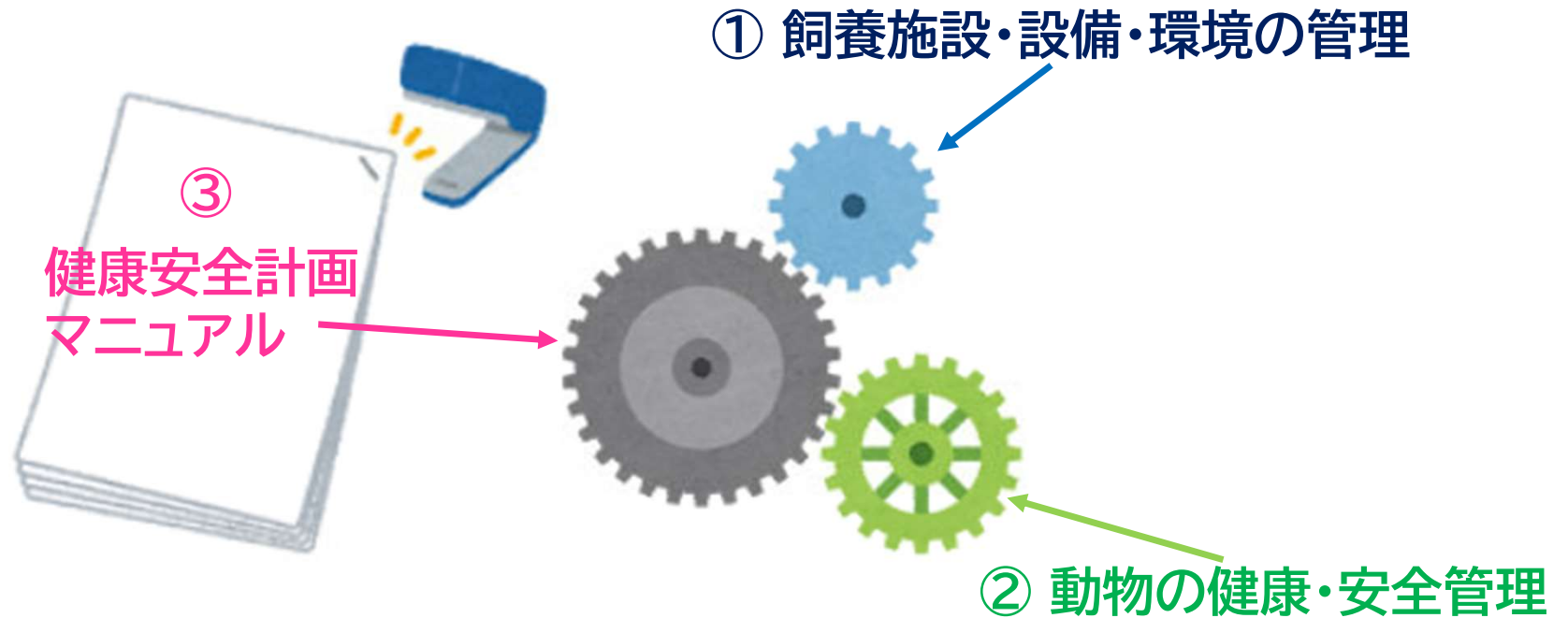
健康安全計画マニュアル（体験イメージ）



■消毒資材の整備等

- ・飼養施設の出入口に入室者の手指消毒用の70%アルコールスプレー容器を配置し、アルコール液の残量を毎日、開店前と閉店後に飼育担当者が確認し、液の不足があれば補充する。
 - ・病気が疑われる場合は、飼育ケージ等を洗浄後、疑われる病気に有効な消毒薬を使用して消毒する。
- * 消毒薬の使い方は、**容器に表示された濃度**（水での薄め方）などを記入します。

①+②+③が上手く噛み合い、回ることが重要です



健康安全計画やマニュアルは、少しずつ積み重ねていくことで、動物の健康・安全が守られ、クレームをゼロにできます。

動物の健康やクレームの未然防止、早期対応、再発防止にマニュアルを活用してください。

健康安全計画の運用（PDCAでレベルアップ）

馬、鶏、山羊、羊などの家畜を飼養する際は、**家畜伝染病予防法の飼養衛生管理基準**も参考になります。

健康安全計画をもとに具体的な実施方法をマニュアルで示し実行→実施結果を記録→評価→計画の改善を行うPDCAサイクルでレベルアップしていきます。最初はシンプルな内容で作成し、資料をみて追加していきます。



PDCA サイクルとは

PDCA サイクルとは、「Plan(計画) → Do(実行) → Check (評価) → Action (改善)」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務などの改善や効率化を図る考え方の一つです。



評価結果から、改善や対策を行い、次の計画につなげる

PDCA サイクルの本質は、改善のトライアンドエラーの繰り返しです。間違ってもかまいませんので、「試す→振り返る→また試す」の繰り返しが成果や成長につながっていくことを肝に銘じてください。



目標の設定とそのため
の計画づくりを行う

→健康安全計画



計画を実施する

↓
具体的実施方法を
マニュアル化・記録

実施した結果を評価
し、分析を行う

該当する皆様への連絡事項です



- 1 販売、展示、貸出業の方は、前年度の頭数増減の定期報告を翌年度5月末までに必ず提出してください。法律で義務付けされていますので原則文書での通知はありません。
- 2 修了証書の事業所名は、各施設の登録証に記載された名称にしています。名称が変わっている場合は、変更届をご提出ください。
- 3 動物取扱責任者になる資格等をお持ちの参加者の方は、早めに変更届をご提出ください。